

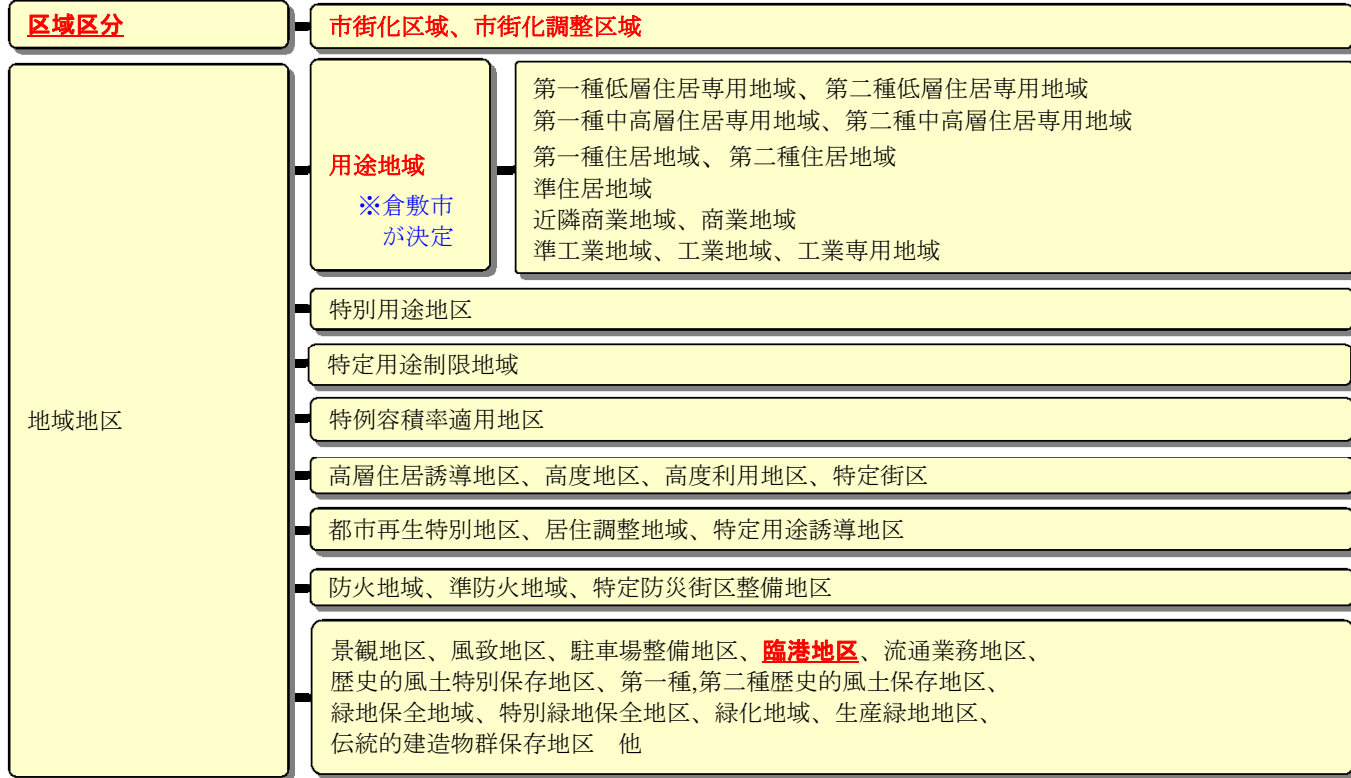
第154回
岡山県都市計画審議会

日時：平成28年2月15日（月）14時00分から

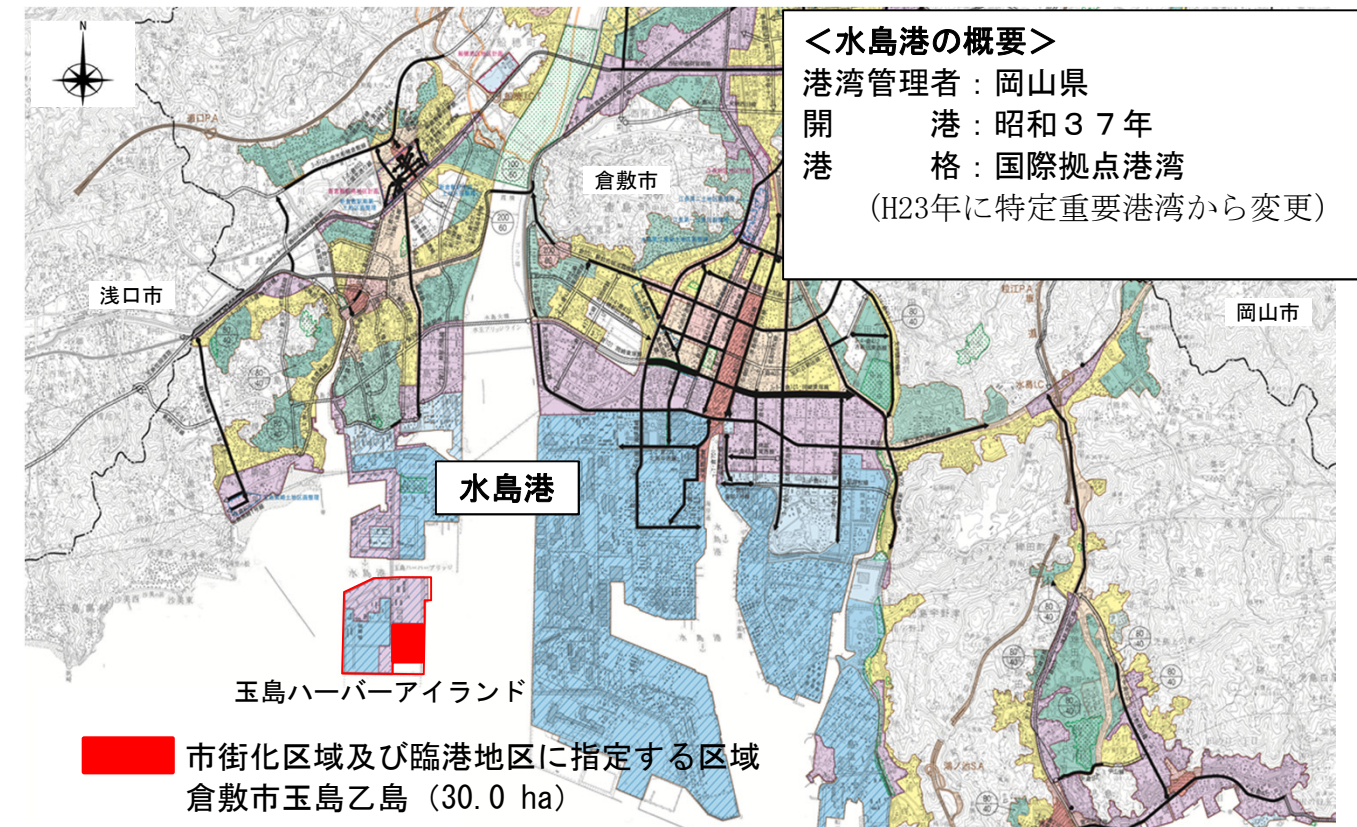
場所：岡山県庁 9階 大会議室

第1号議案：岡山県南広域都市計画区域区分（倉敷市）の変更について①
 第2号議案：岡山県南広域都市計画臨港地区（倉敷市）の変更について①

都市計画法による土地利用の制度



位置図



<水島港の概要>
 港湾管理者：岡山県
 開港：昭和37年
 港格：国際拠点港湾
 (H23年に特定重要港湾から変更)

区域区分及び臨港地区とは

区域区分 ・ 都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域とに区分すること

市街化区域
 「すでに市街地を形成している区域」及び「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」
 ⇒土地利用(用途地域など)、都市施設(道路、公園、下水道など)や土地区画整理事業に関する都市計画を総合的に定める

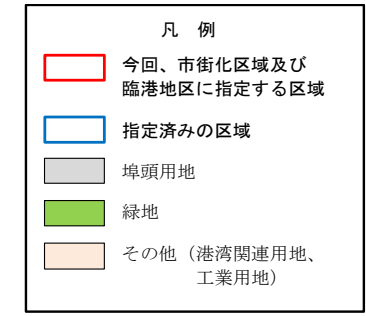
市街化調整区域
 「市街化を抑制すべき区域」であり、用途地域や市街地整備に関する都市計画は原則として定めない区域
 ⇒開発・建築行為など、市街化を助長するものは厳しく制限される一方、農業振興地域が指定されるなど農地の保全や農業施策が積極的に行われる

臨港地区 ・ 港湾を管理運営するために定める地域地区であり、港湾区域を地先水面とする地域で、「港湾を管理運営する上で必要な施設※が立地する地域」及び「将来これらの施設のために供せられる地域」 (※港湾施設、臨海工場 等)

○臨港地区を指定することにより、港湾管理者は、港湾の管理運営の観点から条例により独自の用途制限を行うことが可能となる

○港湾管理者が申し出た案に基づき都市計画に定める
 (国際拠点港湾、重要港湾は岡山県が決定し、地方港湾及び岡山市域の港湾は市決定)

水島港港湾計画図



<玉島ハーバーアイランドの経緯>
 昭和62年：公有水面埋立て事業着手
 市街化区域及び臨港地区の拡大経緯
 ① 平成16年 119.2ha
 ② 平成25年 37.4ha
 ③ 平成26年 1.3ha

出典：水島港港湾計画書（平成27年1月）

第1号議案:岡山県南広域都市計画区域区分(倉敷市)の変更について②
 第2号議案:岡山県南広域都市計画臨港地区(倉敷市)の変更について②

都市計画上の観点

○都市計画法(抜粋)

第6条の2(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

第3項 都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない

＜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針＝都市計画区域マスタープラン＞

都市計画区域マスタープランにおける基本的事項との整合

1. 都市づくりの方針

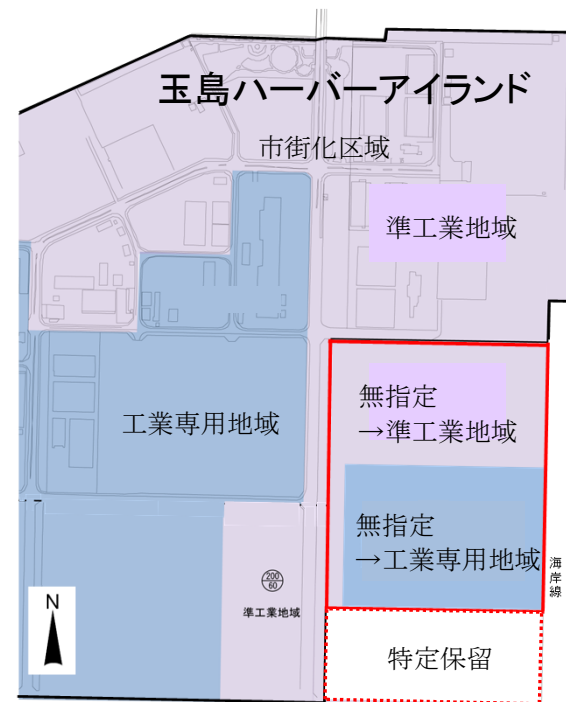
○集約型都市構造への転換を目指し、市街化区域内の低・未利用地を十分活用し、市街化調整区域においては、原則として市街化の更なる拡大を抑制

○地域経済を支える臨海部の工業地帯等の生産基盤の充実を図るなど、
秩序ある土地利用のもとで計画的に産業の振興を図る
 (一部抜粋)

2. 市街化区域のおおむねの規模

○人口、産業の見通し、市街化の現状及び動向、計画的市街地整備の見通しを勘案し、
 平成27年のおおむねの規模を想定
 おおむね 26,600ha

区域区分及び臨港地区の変更箇所



水島港
 玉島乙島地区 面積 30.0ha
 (特定保留地区)
 (公有水面埋立事業が完了(H26.8)した地区)

物流拠点としての更なる機能充実を図るため、
 ○市街化区域に指定
 あわせて、
 ○臨港地区に指定
 (参考) 倉敷市が用途地域を指定予定
 準工業地域、工業専用地域

区域区分の変更面積

特定保留地区とは

土地区画整理事業や公有水面埋立事業、その他の計画的な市街地整備の見通しがある程度たっているものについて、実施の見通しが明らかになった時点で市街化区域に指定するものとして、あらかじめ位置付けた地区

＜特定保留地区(4地区)＞

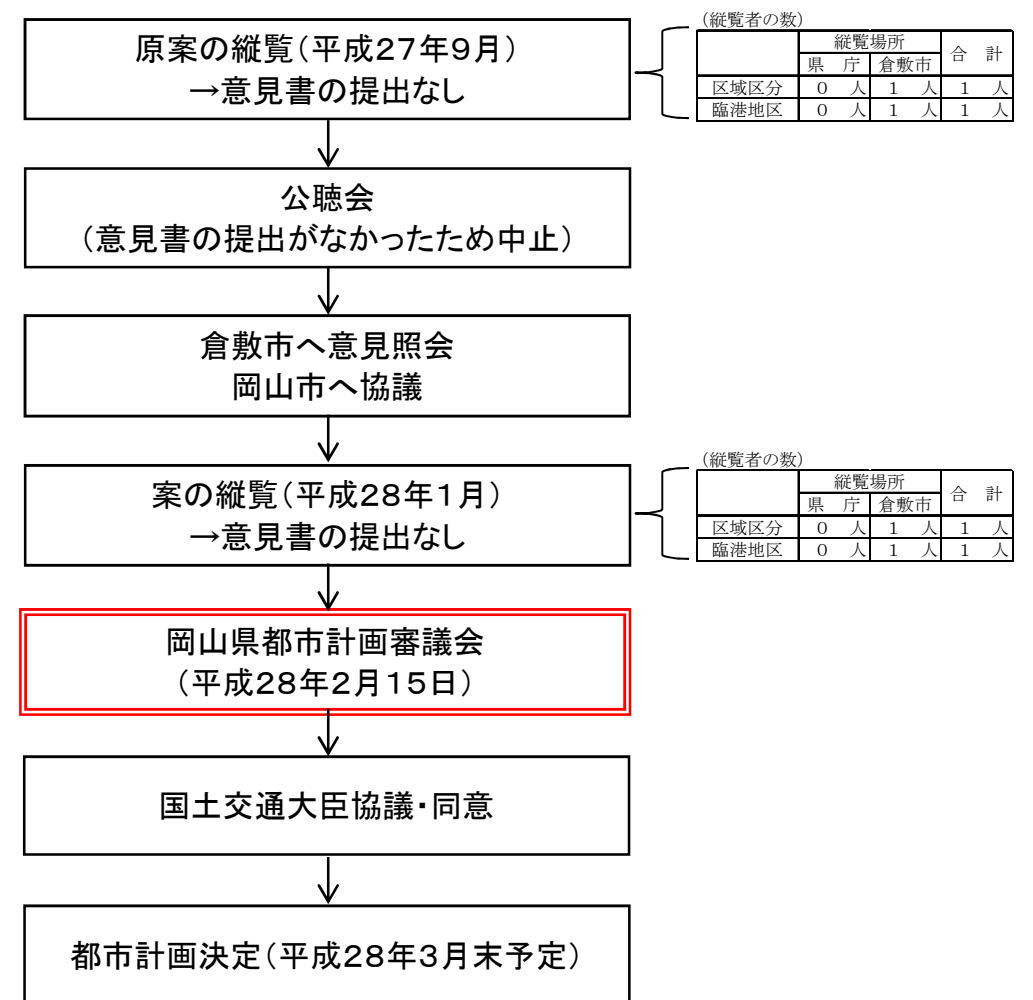
市町名	内訳
岡山市(2地区 70.4ha) (岡山市域は市決定)	44.2 ha 26.2 ha
倉敷市(2地区 42.4ha)	1.3 ha 編入済(H26.3.28) 41.1 ha うち30.0haを今回市街化区域に編入
合計	112.8 ha

	市街化区域の面積
現在の面積	26,388 ha
今回変更する面積	30.0 ha
変更後の面積	26,418 ha

都市計画区域マスタープランで示す、市街化区域のおおむねの規模(平成27年)

＜26,600 ha

都市計画の変更手続き



【第3号議案】 東京製鐵株式会社 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について①

都市計画審議会に付議する理由

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置を決定しているものでなければ、新築・増築はできないとされている。
 ただし、都市計画決定がなされていない場合においては、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築・増築が可能となると定められている。

本案件は、廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設であり、県が都市計画を定めるべき都市施設であるが、その敷地位置を都市計画決定していないことから、特定行政庁である倉敷市から県の都市計画審議会に対し議案として付議するよう依頼があったものである。

○建築基準法(抜粋)

第51条(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

■その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物とは・・・

○建築基準法施行令(抜粋)

第130条の2の2(位置の制限を受ける処理施設)

第2項 イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設

■廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とは・・・

○廃棄物処理法施行令(抜粋)

第7条(産業廃棄物処理施設)

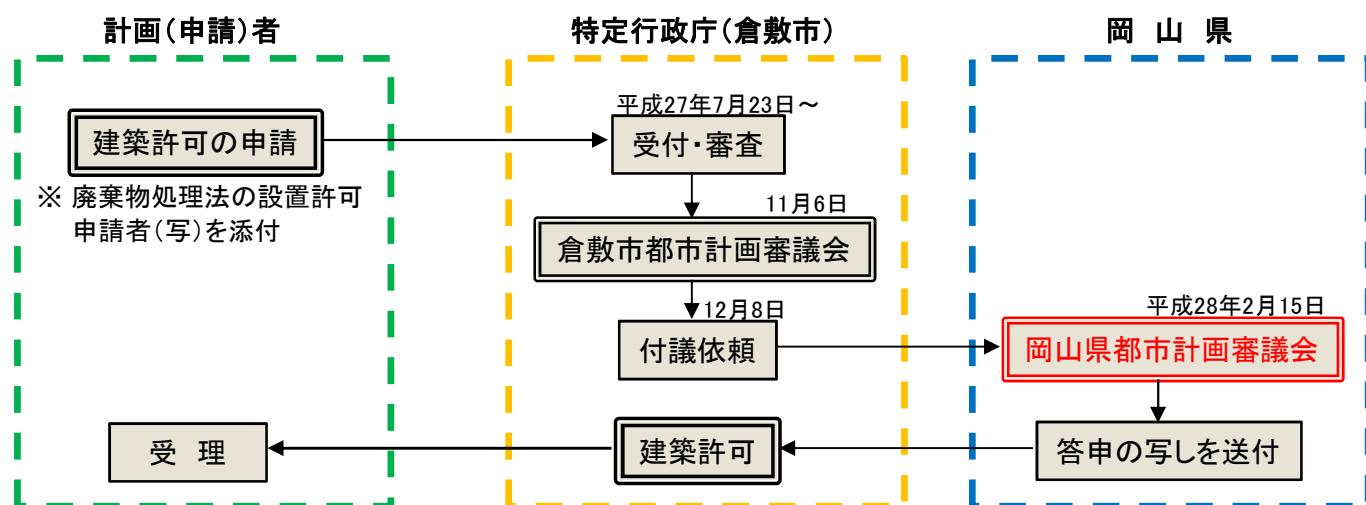
第3号 汚泥の焼却施設であつて、一日あたりの処理能力が5m³を超えるもの

第8号 廃プラスチック類の焼却施設であつて、一日あたりの処理能力が100kgを超えるもの

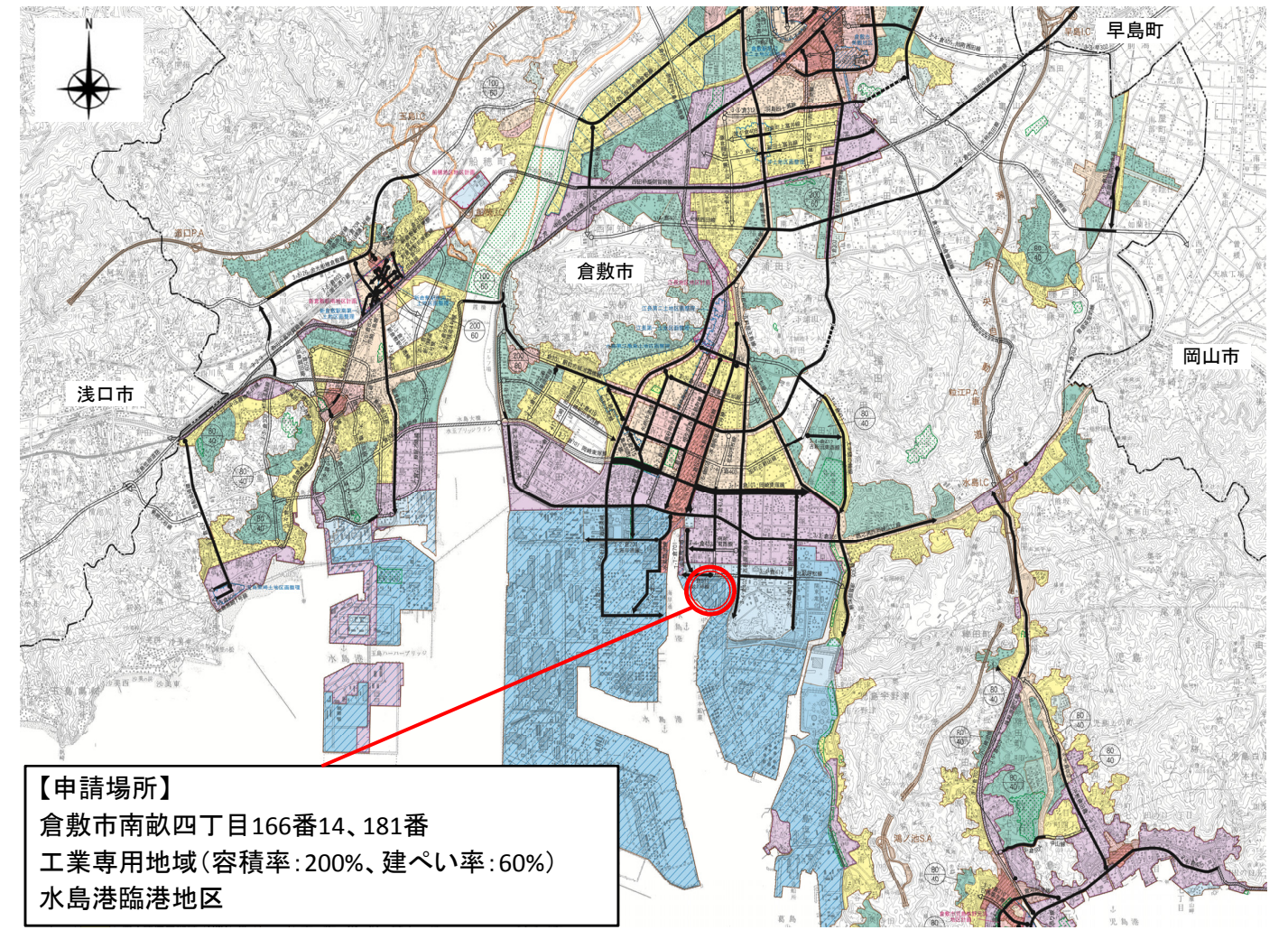
第13号の2 産業廃棄物(金属くず)の焼却施設であつて、一時間あたりの処理能力が200kg以上のもの

※当該施設は廃乾電池(汚泥、廃プラスチック、産業廃棄物(金属くず)に該当)を処理するものであり、**処理能力は120t/日(63m³/日、5t/時間)**であるため、**産業廃棄物処理施設に該当する**

【 産業廃棄物処理施設の建築許可の申請フロー 】



敷地の位置



【申請場所】
 倉敷市南畝四丁目166番14、181番
 工業専用地域(容積率:200%、建ぺい率:60%)
 水島港臨港地区

産業廃棄物の処理施設の概要

【事業者】

東京都千代田区霞が関三丁目7番1号
 東京製鐵株式会社 代表取締役 西本 利一

【計画施設】

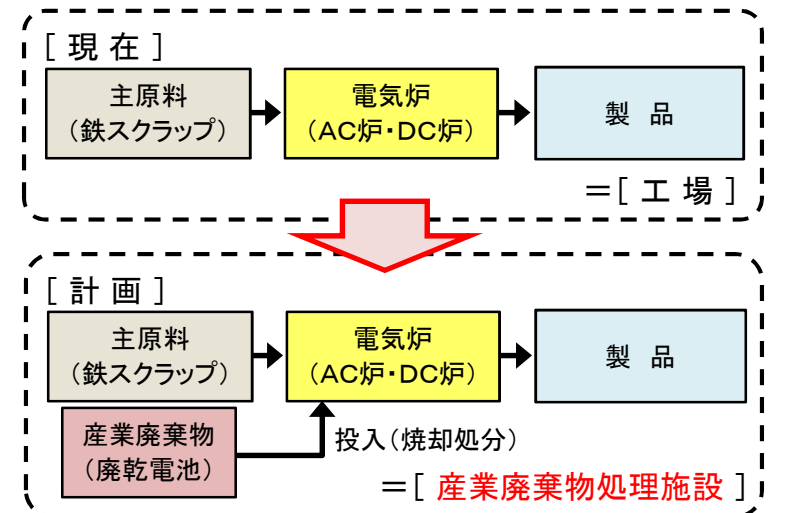
産業廃棄物処理施設(中間処理施設)

【敷地面積】

約 46 ha (東京製鐵岡山工場:462, 825m²)

【処理品目および処理方法等】


処理品目: 廃乾電池(汚泥、廃プラスチック類、金属くず) ※水銀を含有する乾電池は除く
 処理方法: 工場内の既設製鋼用電気炉で、鉄スクラップとともに廃乾電池を焼却し、リサイクルする。
 処理能力: AC炉 120t/日、DC炉 120t/日(1回の溶融について廃乾電池5tまでを投入・日最大24回)




【第3号議案】 東京製鐵株式会社 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について②

施設配置図(現況写真)


保管場所

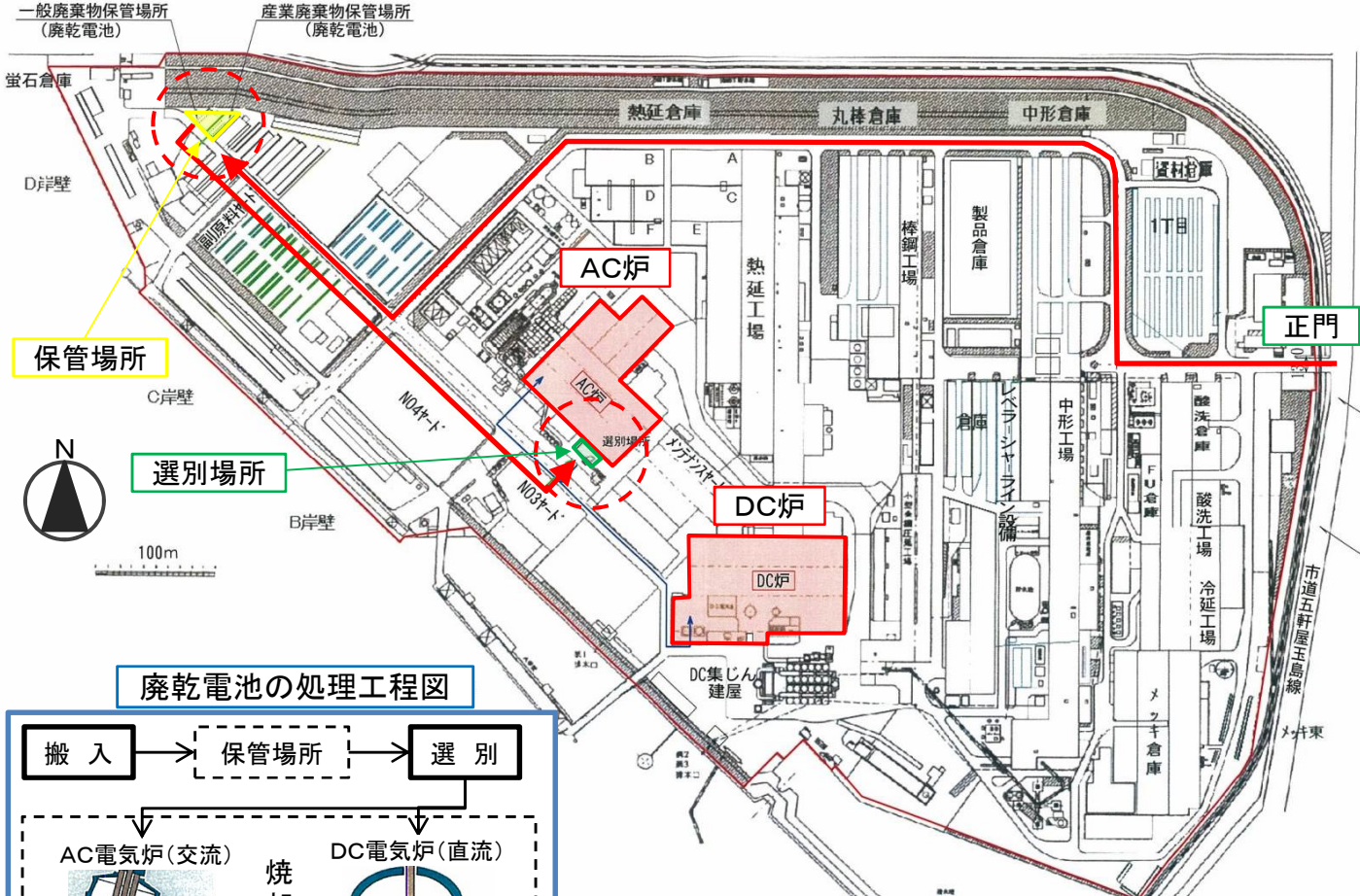


AC炉建屋



AC電気炉






廃乾電池の処理工程図

```


搬入 → 保管場所 → 選別
    
```

AC電気炉(交流)



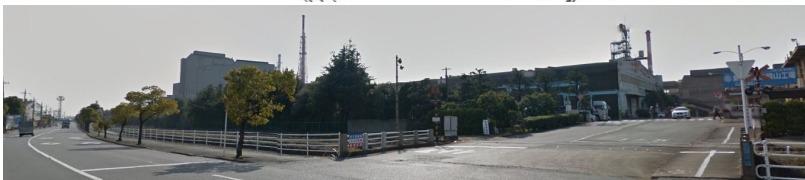
H形鋼
異形棒鋼

DC電気炉(直流)




カットシート
メッキコイル


焼却処分



正門付近



選別場所

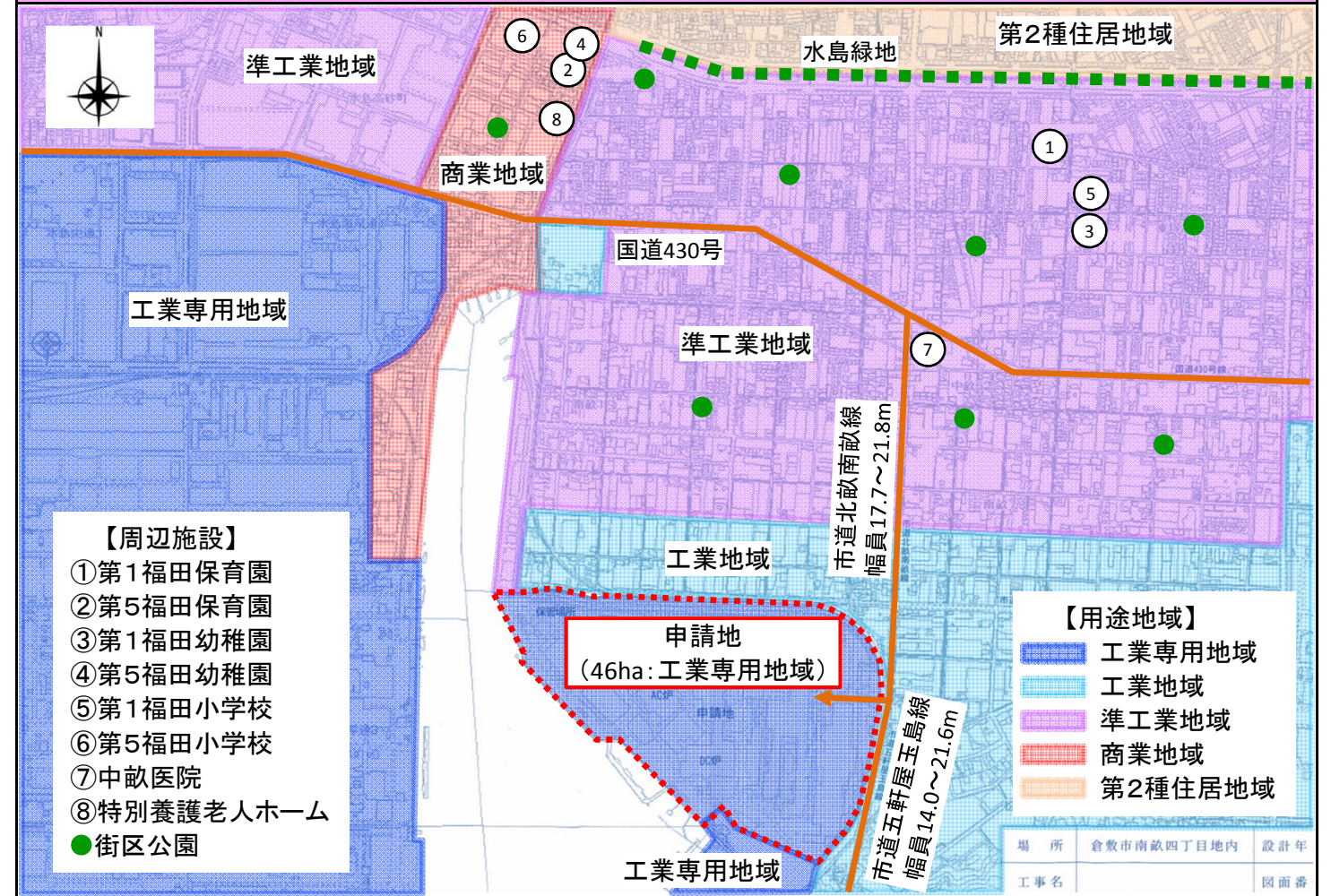


DC炉建屋

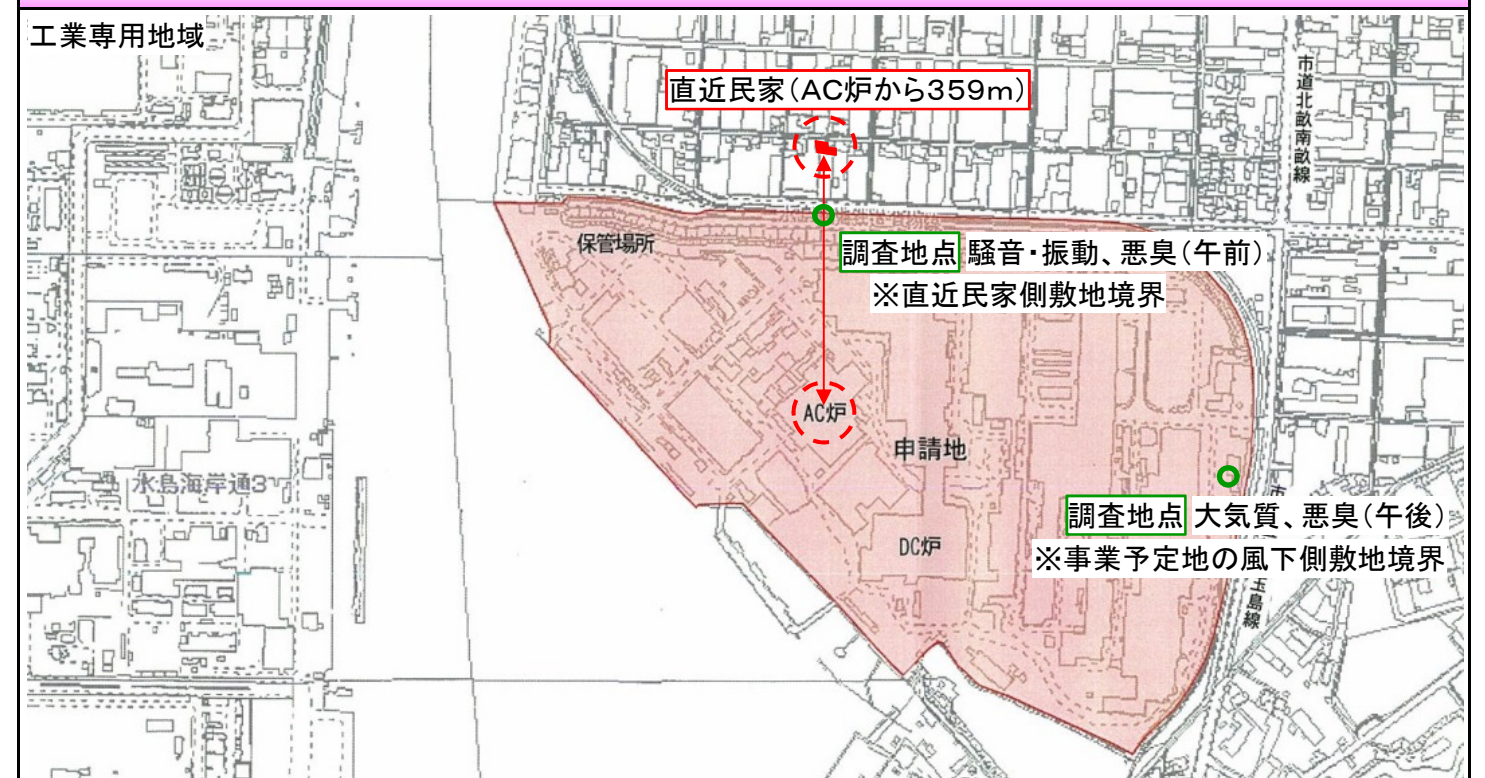


DC電気炉

付近見取り図



生活環境影響調査 調査地点 位置図



【第3号議案】 東京製鐵株式会社 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について③

都市計画上の観点

- ① 当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合(土地利用・都市施設など)
 - ・敷地及び周辺の用途地域の指定状況
 - ・風致地区や景勝地の有無
 - ・学校、病院、公園などとの位置関係
- ② 都市環境への影響
 - ・搬出入車両の増加に伴う交通への影響
 - ・生活環境影響調査(廃棄物処理法第15条第3項)による評価・・・悪臭、大気質、騒音、振動、水質汚濁

①敷地の位置と都市計画との整合

1. 敷地及び周辺の用途地域の指定状況

当該敷地は工業専用地域であり、また、周辺地域は工業地域または準工業地域であるため、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、**都市計画(用途地域)と整合している**と考えられる。
2. 風致地区や景勝地の有無

当該敷地及び周辺には**風致地区や景勝地はない**。
3. 学校、病院、公園などとの位置関係

当該敷地周辺にある学校、病院などの都市施設は、いずれも事業予定地から1km以上離れており、**距離的に影響がない位置関係にある**。

→よって、既存の都市計画との整合に問題はない

②都市環境への影響(1)

1. 搬出入車両の増加に伴う交通への影響

廃乾電池の搬入に関する車両台数は、事業計画によると**1日あたり2台(往復4台)**であり、搬入の際に通行する市道北畝南畝線の交通量9,554台(平日12時間)、国道430号の22,678台(同)と比較して非常に少ないため、**周辺の交通環境や生活環境に及ぼす影響は非常に軽微**であると考えられる。
2. 生活環境影響調査による評価

周辺環境については、廃棄物処理法に基づく**生活環境影響調査を実施**しており、悪臭、大気質、騒音、振動、水質汚濁について、調査地点での調査・予測結果は**いずれも基準値以下**(または評価不要)である。

生活環境影響調査とは・・・

廃棄物処理法に基づき、同法により許可を要する**すべての廃棄物処理施設について実施が義務づけられる**もので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、**地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていくための事前調査**

②都市環境への影響(2)

- 各生活環境調査項目の調査・予測結果及び評価は、下記のとおりである。
- (1) 悪臭・・・悪臭防止法(特定悪臭物質濃度規制地域・第1種区域)

特定悪臭物質(22物質)の現地調査の結果、すべての項目及びすべての時間帯において、敷地境界の規制基準値以下であり、周囲の環境に影響はないと考えられる。
 - (2) 大気質・・・工業専用地域であるため、環境基本法の環境基準は適用外
 - 1) 二酸化硫黄(SO₂)
基準:1時間の1日平均値0.04ppm以下 → 予測:0.0242ppm
 - 2) 窒素酸化物(NO₂、NO、NO_x)
基準:1時間の1日平均値0.04~0.06ppm 又はそれ以下 → 予測:0.0589ppm
 - 3) 浮遊粒子状物質
基準:1時間の1日平均値0.10mg/m³以下 → 予測:0.0734mg/m³
 - 4) 塩化水素 基準:700mg/m³N以下 → 実測:0.7mg/m³N未満
 - 5) ダイオキシン類 基準:0.1ng-TEQ/m³N以下 → 実測:0.033ng-TEQ/m³N

1)~3)は環境基本法の環境基準、4)は大気汚染防止法の排出基準、5)はダイオキシン類対策特別措置法の排出基準より下回っているため、周囲の環境に影響はないと考えられる。
 - (3) 騒音・・・工業専用地域であるため、騒音規制法の規制基準は適用外

騒音規制法の工業地域の規制基準を下回っているため、周囲の環境に影響はないと考えられる。

時間区分	規制基準	実測
朝 (5:00~ 7:00)	65 d B以下	→ 50 d B
昼 (7:00~20:00)	70 d B以下	→ 51 d B
夕 (20:00~22:00)	65 d B以下	→ 50 d B
夜 (22:00~ 5:00)	55 d B以下	→ 49 d B
 - (4) 振動・・・工業専用地域であるため、振動規制法の規制基準は適用外

振動規制法の工業地域の規制基準を下回っているため、周囲の環境に影響はないと考えられる。
(限度値:昼65dB, 夜60dB以下 → 実測:昼42dB, 夜41dB)
 - (5) 水質汚濁・・・対象としない

水質汚濁については、施設排水の排出による影響が考えられるが、本事業計画では電気炉への間接冷却用の間接水しか供給されないため排水への影響はなく、また、保管場所では蓋付きドラム缶で保管するため、保管場所からの雨水排水についても影響がないことから、調査の対象としない。

→よって、都市環境への影響は問題ない

結論

当案件は、その敷地の位置が都市計画上支障がないものとする。